

# 原油価格・物価高騰等対策支援金に関するQ & A

令和4年12月9日時点

## 目次

- Q1： 支援金の使途に制限はあるか。
- Q2： 申請書類等をダウンロード、印刷することができない場合、どうすればよいか。
- Q3： 対象となる中小・小規模企業者とは。
- Q4： 支援金の対象となる会社とは。
- Q5： 支援金の対象外となる事業者とは。
- Q6： 法人登記の本店所在地が北本市ではないが、対象となるか。
- Q7： 市内に複数の店舗（事業所）を所有しているが、支援金は店舗ごとにもらえるのか
- Q8： 確定申告書等記載の住所等が、支援金の申請日時点で変更されている場合、どうすればよいか。
- Q9： 農業者で農業収入があるが、対象となるか。
- Q10： 個人事業者で、事業収入以外にも給与、年金、不動産収入があるが、対象となるか。
- Q11： 不動産賃貸業のみを行う個人事業者は対象となるか。
- Q12： 収入（原稿料、講演料等）を雑所得として申告しているが、対象となるか。
- Q13： 令和4年1月1日以降に事業を開始したため、確定申告書等を提出していないが、どうすればよいか。
- Q14： 個人事業者で確定申告の必要がないため、申告をしていないがどうすればよいか。
- Q15： 審査の状況や結果についてどのようになっているか。
- Q16： この支援金は、課税対象になるか。

### Q1： 支援金の使途に制限はあるか。

使途に制限はありませんので、原油価格・物価高騰等の影響を緩和するために広くご活用ください。

### Q2： 申請書類等をダウンロード、印刷することができない場合、どうすればよいか。

申請書類を市のホームページから取得できない場合は、次の方法により入手してください。なお、個別に郵送等の対応はしておりませんのでご了承ください。

- ・市役所窓口（平日8時30分～17時15分）
- ・北本市商工会（平日8時30分～17時15分）
- ・各地区公民館（各施設の開館時間内）
- ・北本駅自由通路西口側の情報ラック

### Q3： 対象となる中小・小規模企業者とは。

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、小規模企業者となります。次表のとおりです。

| 業種                             | 中小企業者<br>(下記のいずれかを満たすこと) |             | 小規模企業者      |
|--------------------------------|--------------------------|-------------|-------------|
|                                | 資本金の額又は出資の総額             | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業<br>その他の業種(②～④を除く) | 3億円以下                    | 300人以下      | 20人以下       |
| ②卸売業                           | 1億円以下                    | 100人以下      | 5人以下        |
| ③サービス業                         | 5,000万円以下                | 100人以下      | 5人以下        |
| ④小売業                           | 5,000万円以下                | 50人以下       | 5人以下        |

**Q4： 支援金の対象となる会社とは。**

中小企業基本法における会社の定義は、会社法上の会社を指すため次のとおりとなります。

|          |  |
|----------|--|
| 会社法上の会社等 | 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社<br>(特例) 有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)  |
| 士業法人     | 弁護士法に基づく弁護士法人<br>公認会計士法に基づく監査法人<br>税理士法に基づく税理士法人<br>行政書士法に基づく行政書士法人<br>司法書士法に基づく司法書士法人<br>弁理士法に基づく特許業務法人<br>社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人<br>土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 |

**Q5： 支援金の対象外となる事業者とは。**

- ・性風俗関連特殊営業を行う者、暴力団等に関係する者
- ・政治団体、宗教団体
- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益法人、学校法人、組合 他

**Q6： 法人登記の本店所在地が北本市ではないが、対象となるか。**

所在地、住所の要件は次のとおりです。

法人：北本市内に店舗（事業所）を有し、法人市民税の申告をしていること

個人：住所が北本市内にあり、確定申告書等における住所が北本市であること

**Q7： 市内に複数の店舗（事業所）を所有しているが、支援金は店舗ごとにもらえるのか。**

本事業は事業者の支援となりますので、複数の店舗等を有していても、支援金は1事業者につき1回、一律50,000円となります。

**Q8： 確定申告書等記載の住所等が、支援金の申請日時点で変更されている場合、どうすればよいか。**

提出書類と身分証明書等の申請者情報（住所等）が異なる場合は、運転免許証の裏書きや住民票の写し等の確認できるものを提出してください。

**Q9： 農業者で農業収入があるが、対象となるか。**

農業収入が15万円以上ある農業者（個人、法人）は、「農業者原油価格・物価高騰等対策支援金」の対象となる場合がありますので、対象者をご確認ください。

なお、農業収入が15万円未満の農業者については、ほかの収入金額（給与、年金等）を確認していただき、主たる収入が農業収入であるときは、本支援金の対象となる場合があります（収入金額に販売金額または売上金額があること。家事消費（自家消費）等のみである場合は対象となりません）。

Q10： 個人事業者で、事業収入以外にも給与、年金、不動産収入があるが、対象となるか。

他に収入がある場合でも、確定申告書等で事業収入があり、最も多い収入金額が事業収入である場合は、対象となります。

税務署長 令和 〇 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書 B FA2201

第一表 (令和三年分以降用)

|                  |      |                |  |       |           |         |
|------------------|------|----------------|--|-------|-----------|---------|
| 現在の住所            | フリガナ | 氏名             | 職業   | 番号・種号 | 世帯主の氏名    | 世帯主との続柄 |
| 個人番号<br>(マイナンバー) | 生年月日 | 令和 〇 年 〇 月 〇 日 | 整理番号   | 電話番号  | 自宅 勤務先 携帯 | 電話番号    |
| 収入金額等            | 種類   | 金額             | 種類   | 金額    | 種類        | 金額      |
| 事業等              | ア    |                | 譲られる所得金額<br>(12-13)又は第3条<br>上の①に対する税額<br>又は第3条の② | 30    |           | 000     |
| 業                | イ    |                | 配当控除   | 32    |           |         |
| 不動産              | ウ    |                | 雑所得  | 33    |           | 00      |
| 利                | エ    |                | 災害減免額  |       |           |         |
| 配                | オ    |                | 再索引所得税額(連帯所得税額)                                  |       |           |         |
| 給                | カ    |                | 復興特別所得税額<br>(42×2.1%)                            |       |           |         |
| 公的年金等            | キ    |                | 所得税及び復興特別所得税の額<br>(39+42)                        |       |           |         |
| 雑                | ク    |                |  |       |           |         |
| 業務               | ケ    |                |  |       |           |         |
| その他              | コ    |                |  |       |           |         |
| 短期               | ク    |                |  |       |           |         |
| 長期               | カ    |                |  |       |           |         |
| 一時               | キ    |                |  |       |           |         |

確定申告書の「収入金額等」の「事業」収入がある場合のみ対象です。

Q11： 不動産賃貸業のみを行う個人事業者は対象となるか。

確定申告書等で「事業」収入がある方が対象となるため、「不動産」のみの収入金額の場合は対象となりません。

Q12： 収入（原稿料、講演料等）を雑所得として申告しているが、対象となるか。

原稿料、講演料等の収入を雑所得として申告されている場合は、本支援金の対象とはなりません。「事業」収入として申告されたときに限ります。また、事業収入とした場合でも、他の収入（給与、雑所得）が主たる収入となっている場合は対象となりません。

Q13： 令和4年1月1日以降に事業を開始したため、確定申告書等を提出していないが、どうすればよいか。

令和4年8月1日までに事業を開始していれば、対象となります。令和4年1月1日から令和4年8月1日の間で事業を開始していることがわかるものを提出してください。

【法人】 次の3点を添付

- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 直近3か月以上の売り上げ等のわかる帳簿類の写し
- ・ 法人設立届出書の写し又は所在証明書（税務課発行）

【個人】 次の2点を添付

- ・ 個人事業の開業・廃業等届出書、営業許可書の写し
- ・ 直近3か月以上の売り上げ等のわかる帳簿類の写し

Q14： 個人事業者で確定申告の必要がないため、申告をしていないがどうすればよいのか。

市県民税申告書の写しを提出してください。その場合、確定申告書と同様に「収入金額等」の「事業」欄が主たる収入である必要があります。

**令和4年度(令和3年分) 市民税・県民税申告書**

北本市長あて

令和4年1月1日の住所

現住所 (〒) \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

資料番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 住宅・勤務先・携帯 \_\_\_\_\_

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

代調人氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項**

| 社会保険の種類              | 支払った保険料                           | 円 |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| 源泉徴収票に記載されている保険料の合計額 | 国民健康保険                            | 円 |
|                      | 国民年金                              | 円 |
|                      | 介護保険                              | 円 |
|                      | 後期高齢者医療保険                         | 円 |
|                      | 任意継続その他                           | 円 |
| 源泉徴収票に記載された保険料の合計額   |                                   | 円 |
| ③小規模企業共済等掛金控除        | 小規模企業共済、確定拠出年金掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額 | 円 |
| ④生命保険料控除             | 新生命保険料の計                          | 円 |
|                      | 旧生命保険料の計                          | 円 |
|                      | 新個人年金保険料の計                        | 円 |
|                      | 介護医療保険料の計                         | 円 |

| 収入金額等 | 円     |     |
|-------|-------|-----|
|       | 事業    | 営業等 |
| 1 事業  | 農業    | ア   |
|       | イ     |     |
| 不働産   | ロ     | 円   |
| 利子    | エ     | 円   |
| 配当    | オ     | 円   |
| 給与等   | 一般    | 円   |
|       | 青色    | 円   |
|       | 白色    | 円   |
| 雑額    | 公的年金等 | 円   |
|       | 業務    | 円   |
|       | その他   | 円   |
| 総合課税  | 短期    | 円   |
|       | 長期    | 円   |
|       | 一時    | 円   |
| 2 事業  | 営業等   | ①   |
|       | 農業    | ②   |

申告書の「収入金額等」の「事業」収入がある場合のみ対象です。

Q15： 審査の状況や結果についてどのようになっているか。

審査が終了次第、順次申請者の所在地（住所）あてに給付の可否について通知します。なお、迅速な審査に努めておりますが、多くの申請が想定されているため、個別の状況については、お答えできませんので、ご了承ください。

○給付の場合…「北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付決定通知書」を送付します。

○不給付の場合…「北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金不給付決定通知書」を送付します。

Q16： この支援金は、課税対象になるか。

本市の原油価格・物価高騰等対策支援金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があります。

ただし、収入や経費の額により、異なる場合がありますので、税務署または税理士等にご相談ください。